

令和5年10月

# 事業主殿

(一社) 鹿島労働基準協会

## クレーン運転業務に関する特別教育の開催について(学科)

労働安全規則及びクレーン等安全規則により、5トン未満のクレーン運転の業務に従事する場合には、特別教育が必要とされております。

つきましては、下記により実施致しますので、従事予定者は多数受講くださるようご案内申し上げます。

### 記

1. 日 時 令和5年 **11月21日(火) 9:00～16:10**  
" " **22日(水) 9:00～12:10**
2. 会 場 鹿嶋勤労文化会館2階研修室  
(鹿嶋市宮中325-1 TEL 0299-83-5911)
3. 受講料 1名につき 会員 **6,380円** 非会員 **7,480円** (税込)  
テキスト代 **1,680円** (税込)
4. 申込方法 **10月20日(金)** から、10:00～17:00の間に電話による予約受付を致します。  
**☎ 0299-83-8440** (但し定員に達し次第締め切ります。)  
電話にて予約後、別紙申込書に必要事項を記入の上、受講料及びテキスト代を添えて申込期限までにお申し込みください。  
尚、テキストはご本人に当日お渡し致します。
5. 申込期限 令和5年**11月9日(木)** (締切日必着)
6. 申込先 (一社) 鹿島労働基準協会  
〒314-0031 茨城県鹿嶋市宮中1995-57 TEL 0299-83-8440  
〈会員事業場〉受講料及びテキスト代を銀行振込希望の場合は、協会発行の請求書到着後に指定口座へ振込んでください。  
〈非会員事業場〉現金書留にてお願いします。  
※ 返信用封筒の同封をお願いします。
7. 定 員 **80名**
8. 修了証の交付 全科目を修了した者には、修了証を交付致します。
9. その他 ①実技教育につきましては、各事業場をお願い致します。

※内容  
クレーンの運転 3時間  
クレーンの運転のための合図 1時間

(詳細につきましては、学科講習の時ご説明致します。)

- ②受講申込後の受講料はお返し致しません。  
但し、受講者の変更は可。

